

酒田市横断幕貸与要綱

(平成 28 年 3 月 31 日告示第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民等が東北大会以上のスポーツ大会（以下「大会」という。）に出場するに当たり郷土愛と誇りを持ち、本市の魅力を全国に発信することができるように、酒田市横断幕（以下「横断幕」という。）を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象)

第 2 条 横断幕の貸与対象は、次の各号のいずれかに該当するもので、大会に出場することが決定した団体とする。

- (1) 本市に住所を有する者が属する団体
- (2) 本市出身の者が属する団体
- (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者が属する団体
- (4) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者が属する団体
- (5) 酒田市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が特に認めた団体

(貸与内容)

第 3 条 貸与する横断幕のデザイン及び仕様は、別図に掲げるとおりとする。

2 貸与対象者は、別図に掲げるデザインから 1 つを選択できるものとする。

(貸与申請)

第 4 条 横断幕の貸与を受けようとする者は、大会出場の 1 週間前までに横断幕貸与申請書（様式第 1 号）に関係書類を添付し教育委員会に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第 5 条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、申請内容を速やかに審査し、適当と認めるときは貸与の決定を行うものとする。

(遵守事項)

第 6 条 横断幕の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した大会でのみ使用すること。
- (2) 第三者に利用させないこと。
- (3) 横断幕を適正に管理し、破損、紛失等が生じたときは直ちに教育委員会に報告すること。
- (4) その他教育委員会が指示する事項

(返還)

第 7 条 利用者は、大会が終了したとき若しくは中止となったとき、又は前条の規定に違反したときは、横断幕を返還しなければならない。

(権利設定等の禁止)

第8条 何人も、横断幕のデザインを意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録、商標法（昭和34年法律第27号）による商標登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、横断幕の貸与に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、酒田市エンブレム交付要綱等を廃止する告示（平成28年告示第154号）による廃止前の酒田市横断幕貸与要綱（平成24年告示第744号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規程によりなされたものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

横断幕貸与申請書

年 月 日

酒田市教育委員会 宛

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下記大会に出場するので、関係書類を添えて貸与申請します。

出場大会名		
大会期間	年 月 日 ～	年 月 日
掲示場所		
申請団体名		
貸与横断幕	デザイン	枚数
	(1)	
	(2)	
	(3)	
添付書類	大会要項、参加申込書等	

別図（第3条関係）



- 仕様
- 1 布製プリント横断幕とし、色及び布地については教育委員会が別に定める。
 - 2 サイズは、縦 900mm、横 5000mm とする。